

和泉市啓発用分別ごみ箱貸出要領を次のように定める

平成22年 6月 4日

和泉市長 辻 宏 康

(目的)

第1条 この要領は、啓発用分別ごみ箱(以下「ごみ箱」とする。)を貸出しすることにより、ごみの分別による減量、環境・リサイクル意識の普及推進を図るために必要な事項を定める。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しの対象は、和泉市内に活動拠点のある町会、自治会、事業者、学校及び各種団体等が主催する事業、イベント等で、ごみの分別による減量、環境・リサイクル意識の普及啓発に努めようとするものとする。

(貸出期間)

第3条 ごみ箱の貸出期間は、原則として当該イベント等の開催日に前後各3日以内を加えた日数とし、10日を限度とする。ただし、その日数に当該イベント等の休日は、含まないものとする。

(貸出費用及び破損、紛失等)

第4条 ごみ箱の貸出費用は、無料とする。ただし、運搬費用並びにごみ処理費用は借主の負担とする。

2 ごみ箱に破損、紛失等があった場合は、借主の責任において弁償しなければならない。

(貸出しの数)

第5条 ごみ箱の貸出しは、在庫を限度として申請順で貸出しするものとする。

(貸出しの手続)

第6条 貸出しを受けようとする者は、和泉市啓発用分別ごみ箱借用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、希望日の3か月前から受理するものとする。

(貸出の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、この要領の規定を満たす場合ごみ箱の貸出しを決定する。

2 市長は、貸出しの決定に際しては、和泉市啓発用分別ごみ箱貸出承認書(様式第2号)を申請者あてに発行する。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、貸出しすることができる。

(貸出及び返却)

第8条 貸出しを受けた者は、自らが指定場所からごみ箱の搬出を行い、返却時は指定場所に清掃して借用時の状態で返却し、和泉市啓発用分別ごみ箱返却報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

付 則

この訓令は、平成22年 7月 1日から施行する。